

## 滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰により制約されている大学等における研究活動の維持・促進と併せて、物価高の要因の一つであるエネルギー価格高騰の解決につながる、新エネルギーや省エネルギー等をテーマとする研究経費について補助金を交付する。

2 滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金(以下「補助金」という。)の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学または短期大学の法人組織をいう。
- (2) 代表研究者 大学等に在籍する研究者(助教、特任助教を含む。)で、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満のものをいう。
- (3) 研究 研究開発および社会実装に向けた実証研究等をいい、他機関(大学、研究機関、自治体、企業、団体等)との連携体制を構築して行うものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、滋賀県内の大学等とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に定める研究とする。

### (補助率、補助限度額および補助対象経費)

第5条 補助率、補助限度額および補助対象経費は、別表2に定めるところによる。

### (事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の額の内示)

第7条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、別表2に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の内示を行うに当たっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

### (補助金の交付申請)

第8条 前条第1項の補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日

までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書(様式第3号)により行う。

(申請の取下げ)

第10条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更(中止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分または内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては、変更(中止)承認決定書(様式第5号)により行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(報告、検査および指示)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、または指示することができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または2月26日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。

(2) 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。

(3) その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することができる。

(標準事務処理期間)

第 16 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第 9 条の規定による補助金等の交付の決定は、第 8 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定による補助事業の変更等の承認の決定は、同条第 1 項の規定による申請があった日から起算して 14 日以内に行うものとする。
- (3) 第 14 条の規定による額の確定は、第 13 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額がある確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助事業の成果発表)

第 18 条 知事は、補助事業の実績報告書の提出を受けた後に、補助事業者に対し、補助事業の成果について発表報告させることができる。

(補助金に係る経理)

第 19 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 20 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく事業計画書の提出、第 8 条の規定に基づく補助金交付の申請、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条の規定に基づく計画変更等の申請、第 13 条の規定に基づく実績報告、第 17 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 21 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 20 日から施行する。

別表1 補助対象事業（対象分野）

事業枠	対 象 分 野
新エネルギー・省エネルギー	クリーンテクノロジー、エレクトロニクス、AI、素材、バイオテクノロジー、循環経済 等

別表2 補助率、補助限度額および補助対象経費

補助率	補助上限
1/2	1,000 千円

費用区分	内 容
消耗品費	試験薬、文房具等の物品の購入に要する費用。 ただし、備品（取得価格が10万円以上かつ、耐用年数が1年以上の機械装置、什器、ソフトウェア（CD-ROM）等）の購入費用は除く
諸謝金、労務費	事業遂行に必要な専門知識を有する外部有識者への謝礼（諸謝金）、本事業に直接従事する研究員や事務補助員等の人件費
旅費、交通費	代表研究者、研究分担者の国内出張（資料収集、各種調査、研究打ち合わせ）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等
借損料・リース代	コンピュータ、自動車、実験機器・器具等、会場賃借料等の外部からの借り入れやリース契約に要する費用
通信運搬費	郵便料金、宅配便等の荷物運送料および事業専用の電話回線やインターネット利用料などの通信に係る費用
その他費用	上記のほか当該研究を遂行するための経費（印刷費、複写費、実験廃棄物処理費等）として、知事が特に必要と認めたもの。

## ※補助対象経費とならない経費

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の対象期間内までに支払いを終えない経費</li> <li>・ 学会参加費</li> <li>・ 主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注または委託する経費</li> <li>・ 研究開発を実施するために直接的にかからない費用（管理部門に係る経費、研究部門等で共通的に発生する経費等）</li> </ul>
--

※消費税および消費税相当額は補助対象経費に含めない。

※補助対象経費の中に、国または県からの他の補助金等を含めない。



補助事業計画書

1. 基本情報

プロジェクト名	
概要 (200字以内)	
補助事業期間	交付決定日 ~ 令和 年 月 日
補助事業実施が申請書の住所と異なる場合の実施場所 (住所)	( )

2. 実施体制

代表研究者

氏名		部署 役職	
連絡先	電話番号		
	E-mail		
研究開発における役割			

補助事業参加者

氏名	部署 役職	研究開発における役割

※ 申請大学内における代表研究者以外の研究従事者とその役割について記載願います。

※ 必要に応じ、行を追加等して作成してください。

(2) 連携先

	氏 名	所属機関・職名	プロジェクトにおける役割
①			
②			
③			

※ 事業の実施にあたり、連携先を記載願います。

※ 必要に応じ、行を追加等して作成してください。

(3) 他機関との連携体制の構築

※ プロジェクトにおいて構築する大学、研究機関、自治体、企業、団体等の他機関との連携体制について記載願います。

### 3. プロジェクトの概要

概要（全体の要約）

--

### 4. プロジェクトに関連する研究成果および知的財産や社会実装等の成果

（新規の取組の場合は空欄でも可）

※既にある研究成果および保有している知的財産、社会実装等の成果について記載してください。

--

## 5. プロジェクトの内容

### (1) 事業実施の背景・目的、解決したいテーマ等

※事業実施の背景、目的、解決したいテーマ等を記載願います。

### (2) プロジェクトの内容

※プロジェクトの研究内容および目標について記載願います。

(3) プロジェクト終了後の展望

※ 本プロジェクト終了後に想定している今後の展望（国の助成・補助事業へのエントリー等）について記載願います。

(4) プロジェクトがエネルギー価格高騰の解決に与える影響

※ プロジェクトがエネルギー価格高騰の解決に与える影響を記載願います。

## 6. プロジェクトの実施スケジュール

取組項目	令和年 月	月	月	月	月	月

※ 補助事業の実施スケジュールがわかるよう、取組項目ごとに、取組期間を矢印で表すなどして作成願います。

※ 適宜、行・枠を追加等して作成願います。

(説明)

## 7 資金関係

### (1) 当該事業の資金関係

資金支出内訳	別添1のとおり
資金調達内容	別添2のとおり

※ 別添1、別添2とも必ず作成してください。

※ 補助対象経費に、国または県からの補助金等を含むことはできません。

### (2) 過去に補助金または委託費等の交付を受けた実績等

※ 過去5年間に、本プロジェクト申請内容に関連して、国や県、市町等から補助金または委託費等の交付を受けた実績がある場合には、その内容について記載願います。

※ 現在、本プロジェクトの申請と併行して、他に申請中の補助金等がある場合にも、その内容を記載願います。

※ 2件以上の実績を記載する場合は、適宜、表を追加して記載願います。

※ 実績等がない場合は、記載は不要です。

1	進捗状況	<input type="checkbox"/> 事業完了 <input type="checkbox"/> 事業実施中 <input type="checkbox"/> 申請中
	補助金等の名称	
	補助金等の交付 機関の名称	
	補助事業等の名称	
	実施期間	年 月 ~ 年 月
	補助金等の交付額	円
	本プロジェクトと の関連性	

2	進捗状況	<input type="checkbox"/> 事業完了 <input type="checkbox"/> 事業実施中 <input type="checkbox"/> 申請中
	補助金等の名称	
	補助金等の交付 機関の名称	

補助事業等の名称	
実施期間	年 月 ~ 年 月
補助金等の交付額	円
本プロジェクトとの 関連性	

(専門・特殊用語等の説明)

※ 事業計画書内で専門用語や特殊用語などを用いている場合には、その内容をわかりやすく説明願います。

用 語	説 明

資金調達内訳

申請者名 \_\_\_\_\_

資金調達内訳

区 分	予算額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計額		

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

(注) 補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなります。  
実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

様式第1号の別紙2

応募団体の概要

(令和8年 月現在)

(ふりがな) 団体名			代表者職・氏名	
所在地	〒		電話番号	
			FAX番号	
団体設立年月	年 月	法人設立年月 (公益法人の場合)	年 月 (主務官庁 )	
産学官連携所管組織の概要				
	所在地	〒		電話番号
	担当者職氏名			メールアドレス

## 誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

### 記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな) 〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

氏 名 \_\_\_\_\_

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住所 〒

名称

代表者名

発行責任者・担当者

職名

氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付申請書

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱第8条の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金の交付を申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. プロジェクト名

「 」

2. 補助事業の計画および内容

- ・ 補助事業計画書（様式第1号の別紙1）
- ・ 資金支出内訳書（様式第1号の別紙1の別添1）
- ・ 補助事業計画に伴う資金の内容（様式第1号の別紙1の別添2）
- ・ 応募団体の概要（様式第1号の別紙2）
- ・ 誓約書（様式第1号の別紙3）

3. 補助金申請額 円

第 号  
令和 年(20 年) 月 日

様

滋賀県知事

印

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業は、「 」プロジェクトとし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の経費区分ごとの実支出額に2分の1を乗じて得た額と配分された補助金の額のいずれか低い方の額とする。
4. 補助事業の実施にあたっては、規則および要綱に従わなければならない。

（宛先）

滋 賀 県 知 事

申 請 者  
住 所 〒

名 称  
代表者名

発行責任者・担当者

職 名

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-mail

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金に係る  
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 年 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業の内容  
（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金  
交付要綱第11条第1項第1号の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

（記載注意）

経費の配分変更を伴う場合は、変更後の様式第1号の別紙1の別添1および様式第1号の別紙1の別添2を添付すること

（宛先）

滋 賀 県 知 事

申 請 者  
住 所 〒

名 称  
代表者名

発行責任者・担当者

職 名  
氏 名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金に係る  
補助事業の中止承認申請書

令和 年 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業を下記  
のとおり中止したいので、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱第11条第1  
項第2号の規定により承認を申請します。

記

1. 中止の理由

2. 中止の時期

第 号  
令和 年 月 日

様

滋 賀 県 知 事

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金変更（中止）承認決定書

令和 年 月 日付けで申請のあった滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金については、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり交付する。（事業を中止することについて承認する。）

記

- 1 変更後交付決定額 金 円
- 2 支 払 い 方 法 精算払い

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申 請 者  
住 所 〒

名 称  
代表者名

発行責任者・担当者

職 名  
氏 名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金に係る  
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった標記補助事業を、令和  
年 月 日付けで完了しましたので、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要  
綱第13条の規定により次の書類を添えて報告します。

1. 補助事業成果報告書
2. 決算総表（様式第6号の別紙1）
3. 支出明細書（様式第6号の別紙2）
4. 見積書、発注書、納品書、請求書および領収書の写し
5. その他根拠書類

## 決算総表

申請者名 \_\_\_\_\_

## (1) 支出の部

種別	予算額 (円)	実績額 (円)	補助金充当額 (円)	備考
消耗品費				
諸謝金・労務費				
旅費・交通費				
借損料・リース代				
通信運搬費				
その他費用				
合計	0	0	0	

## (2) 収入の部

種別	予算額 (円)	備考
自己資金		
借入金		
県の補助金		
その他		
合計	0	

## (記載注意)

- 1 決算総表中、予算額とは申請書に記載したものをいい、補助事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。
- 2 予算額と実績が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記入すること。

種別	項目	予算額 (円)	実績額 (円)	補助対象額 (円)	補助金充当額 (円)	備考
事業費	消耗品費					
	小計	0	0	0	0	
	諸謝金・ 労務費					
小計	0	0	0	0		
旅費・交 通費						
小計	0	0	0	0		
借損料・ リース代						
小計	0	0	0	0		
通信運搬 費						
小計	0	0	0	0		
その他費 用						
小計	0	0	0	0		
再委託費						
小計	0	0	0	0		
<b>合計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

※ 必要に応じて行を加除してください。  
 ※ 補助対象額は、消費税および地方消費税を除いた額を記載してください。

第 号  
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金については、 年 月 日付け補助事業実績報告書に基づき、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

令和 年 月 日

滋賀県知事

住 所  
名 称  
代 表 者 職名  
氏名  
発行責任者・担当者 氏名  
連絡先電話番号  
E - m a i l

消費税等仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金について、滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	令和 年 月 日付け第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円